

ID: 32

担当部署: 子育て支援課

処分の概要	保育料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市立保育所条例 第7条第1項		
例 規 番 号	平成27年条例第4号		
【基準】 第7条の規定による。 (保育料) 第7条 保育所に入所している児童(児童福祉法第24条第5項又は第6項の規定により市長が入所させた児童を除く。)の保護者は、旭市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例(平成27年旭市条例第5号。以下次条第3項において「利用者負担額条例」という。)で定めるところにより、保育料を納付しなければならない。ただし、市の区域外に居住する場合にあっては、居住する市町村の定める額を、保育料として納付しなければならない。 2 市長は、災害等の特別な理由により、必要と認めたときは、保育料を減額し、又は免除することができる。			
備考			
設 定 年 月 日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 35

担当部署: 子育て支援課

処分の概要	時間外保育料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市立保育所条例 第8条第3項		
例 規 番 号	平成27年条例第4号		
【基準】 第8条の規定による。 (時間外保育事業) 第8条 第3条第1項第2号の時間外保育事業は、休業日を除き、保育所に入所している児童が、やむを得ない理由により第3条第1項第1号の保育の提供を受ける時間以外の時間に保育を受ける必要がある場合に、当該保育を行う事業とする。 2 時間外保育事業の利用を希望する児童の保護者は、市長に申し込み、その承認を受けなければならない。 3 時間外保育事業を利用する児童の保護者は、利用者負担額条例で定めるところにより、時間外保育料を納付しなければならない。			
備考			
設 定 年 月 日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 42

担当部署: 子育て支援課

処分の概要	助成金の返還		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市子ども医療費の助成に関する規則 第21条		
例 規 番 号	平成17年規則第58号		
【基準】 第21条の規定による。 (返還) 第21条 市長は、偽りその他不正な行為により助成を受けた者があるときは、その者から助成した額の全部又は一部を返還させることができる。 2 助成を受けた者は、保険給付又は損害賠償により、助成に過払が生じることとなった場合は、過払相当額を市長に返還しなければならない。			
備考			
設 定 年 月 日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 46

担当部署: 子育て支援課

処分の概要	助成金の返還		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例 第10条		
例 規 番 号	平成17年条例第70号		
【基準】 第10条の規定による。 (助成金の返還) 第10条 市長は、偽りその他不正の行為により医療費等の助成を受けた者があるときは、その者に支給した助成金の全部又は一部を返還させることができる。			
備考			
設 定 年 月 日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日